

公益財団法人 Rock Castle 財団 令和7年度奨学金 募集要項	
応募資格	1. 兵庫県下の児童養護施設若しくは母子家庭施設で育った学生又はひとり親で育った学生で、学業、人物ともに優秀であると認められる者のうち、動物看護・動物医療・動物ビジネスその他専門分野へ進学することを希望する者。 2. 上記で定員を満たさなかった場合には、兵庫県下の児童養護施設若しくは母子家庭施設で育った学生又はひとり親で育った学生で、学業、人物ともに優秀であると認められる者のうち、動物看護・動物医療・動物ビジネスその他専門分野の学校に進学している者。 3. 応募には、施設長または学校長の推薦が必要であり、採用後に「奨学生が集い」などの行事に参加できること。
応募時期	第一次募集 9 月開始 第二次募集 翌年 4 月開始
申請方法	施設または学校宛てに送付する所定の願書に記入、必要書類を添付の上、締切までに当財団 総務部宛に送付する。
選抜方法	当奨学金選考委員による厳正なる選考を経て決定
奨学金交付	原則として本人宛に年 4 回交付 一次募集時（5 月・8 月・11 月・2 月） 二次募集時（6 月・8 月・11 月・2 月）
奨学生 採用人数	2名
募集から決定まで * 予定は多少前後する場合があります。	8 月 各施設へ募集要項・願書送付 9 月 第一次募集受付開始 11 月 月末に締め切り 12 月 選考委員による選抜 奨学生決定（本人及び施設宛てに結果を通知） 5 月 4 月まで遡って奨学金の支給開始 ※ 採用人員に満たなかった場合に第二次募集を実施します 3 月 専門学校、各種学校へ募集要項・願書送付 4 月 第二次募集受付開始～締め切り 5 月 選考委員による選抜 奨学生決定（本人及び各学校宛てに結果を通知） 6 月 4 月まで遡って奨学金の支給開始

【個人情報について】

奨学金給与制度への御応募に際してお預かりする応募者の個人情報につきましては、応募者の同意なしに第三者に開示・提供することは致しません。

（法令などにより開示を求められた場合を除く）。

【問い合わせ先】

総務部担当 :高谷 / メールアドレス: 2024wans@gmail.com

2025 年度 奨学生 募集要項

1. 応募資格

- (1)兵庫県下の児童養護施設若しくは母子家庭施設で育った学生又はひとり親で育った学生で、学業、人物ともに優秀であると認められる者のうち、動物看護・動物医療・動物ビジネスその他専門分野へ進学することを希望する者。
- (2)上記で採用人員を満たさなかった場合には、兵庫県下の児童養護施設若しくは母子家庭施設で育った学生又はひとり親で育った学生で、学業、人物ともに優秀であると認められる者のうち、動物看護・動物医療・動物ビジネスその他専門分野の学校に進学している者。
- (3)応募には、施設長または学校長の推薦が必要であり、採用後に「奨学生の集い」などの行事に参加できること。

2. 奨学金額 月額 30,000 円

3. 採用予定数 2 名

4. 支給期間

正規の最短修業年数(最長 72 ヶ月)

2 年次以降に支給を受ける場合は残りの修業期間。

5. 奨学金の支給方法

原則として、年 4 回本人宛に支給する。

第一次募集による奨学生 (5 月・8 月・11 月・2 月)

第二次募集による奨学生 (6 月・8 月・11 月・2 月)

6. 応募方法

必要書類を取り揃えた上、施設長または学校経由で提出する。

※指定のフォーマットは、施設長または学校から受け取るか、Web サイトよりダウンロードすること。

(1)願書(財団指定フォーマット)

(2)施設長または学校長の推薦書(財団指定フォーマット)

(3)成績証明書

(4)健康診断書(高校 3 年生や施設で実施したものでも可とします。)

(5)作文(A4 用紙 1 枚、自由記述) 課題内容:「進学で準備していること」

7.書類提出期限(奨学金事務局必須)

一次募集 2024 年 10 月 31 日

二次募集 2025 年 4 月 30 日

8. 結果の通知について

可否に関わらず、本人及び施設長宛に結果を通知する。

9. 奨学生の義務について

奨学生は、以下に定める義務を履行する必要があります。

- (1) 奨学生は、奨学金給付規定を厳守すること。
- (2) 「奨学生の集い」などの行事に参加すること。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、直ちに事務局に連絡すること。
 - ① 留学をする場合
 - ② 休学、復学、転学または退学したとき
 - ③ 停学、その他の処分を受けたとき
 - ④ 氏名、住所、メールアドレス、その他重要な事項に変更があった場合
 - ⑤ 留年又は卒業延期の恐れが生じたとき
- (4) 奨学金の交付を受けた奨学生は、受領月の翌月末までに奨学金領収書を提出すること。
- (5) 毎年度末に下記の書類を事務局に提出すること。
 - ① 活動報告書(財団指定フォーマット)
 - ② 成績証明書
 - ③ 進路報告書(卒業生のみ)

10. 奨学金の休止について

休学、あるいは長期に欠席する場合は奨学金の交付を休止する。

このような場合は速やかに本会事務局に連絡すること。

11. その他

- ① 募集は、各施設長または学校宛てに行うため直接応募は認めていない。
- ② 当財団の奨学金は、返還の必要はない。
- ③ 他の奨学金との併願・併用は可能である。
- ④ 提出された応募書類は返却しない。

奨学生願書

写真 (4×3cm、上半身、脱帽、最近6ヶ月以内に撮影したもの、裏面に氏名を記名)		(西暦) 年 月 日 公益財団法人 Rock Castle 財団 理事長 殿 私は、奨学生願書に記入した内容及び提出書類に虚偽のないことをここに誓います。 また、本申請に関する個人情報を財団が事業の目的範囲内で第三者に提供することに同意いたします。 本人(署名) _____ (印)					
本人	ふりがな				性別	生年月日	
	氏名				男・女	年 月 日生	
	施設名				施設長		
					連絡先	()	
	現住所	〒 -				携帯	
						mail	
学歴	年 月				中学校卒業		
	年 月				高校卒業(予定)		
家族	続柄		年齢	歳	勤務先		
	続柄		年齢	歳	勤務先		
他の奨学金(予定)					円	申請予定 ☐	申請中 ☐
					円	申請予定 ☐	申請中 ☐
奨学金申請理由							
奨学金使用目的							
備考		(資格等取得事項等) ☐ 児童養護施設 ☐ 母子家庭施設 ☐ ひとり親家庭					

※願書記入の注意事項

- ・日付は、すべて西暦で記入ください。
- ・現住所は、施設の住所で記入願います。携帯をお持ちの場合は記入ください。
- ・履歴は、中学以上となります。
- ・他の奨学金は記入時点での状況をお書きください。
- ・健康診断書等は、学校(高校3年時)か施設で実施したもののコピー等でも可とします。

推薦書	
被推薦者 氏名: 上記学生は貴財団奨学生として適格な人物と認め推薦いたします。 但し、奨学生として採用された場合は貴財団の諸規定を遵守するように指導いたしますと共にもし、給付停止の要件に奨学生が該当した時は、速やかにその旨を貴財団に連絡することを確約いたします。	
年 月 日 推薦者: (組織名) (施設名) (連絡先) () (施設長) 印	
推薦理由	
記入者:	役職()氏名()
(学業面)	
(生活面)	
(性格面)	
(特記事項)	推薦者は、下記の項目に該当いたします。 ☐ 児童養護施設 ☐ 母子家庭施設 ☐ ひとり親家庭

※財団から

生活を共にしているからこそわかるものがあると思います。具体的にお書きいただけると助かります。

奨学金給付規程

第 1 章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人Rock Castle 財団(以下「この法人」という)の定款第4条第 1 項に基づき、奨学金給付の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(奨学金給付学生の資格)

第2条 この法人の奨学金給付の対象となる者は、以下の条件を満たしている学生とする。

- (1) 兵庫県下の児童養護施設若しくは母子家庭施設で育った学生又はひとり親で育った学生で、経済的には恵まれないが、学業、人物ともに優秀であると認められる者のうち、動物看護・動物医療・動物ビジネスその他専門分野へ進学することを希望する者。
 - (2) (1)で定員を満たさなかった場合には、兵庫県下の児童養護施設若しくは母子家庭施設で育った学生又はひとり親で育った学生で、経済的には恵まれないが、学業、人物ともに優秀であると認められる者のうち、動物看護・動物医療・動物ビジネスその他専門分野の学校に進学している者。
- 2 他の奨学金制度に応募し、又は他の奨学金制度を現に利用している場合であっても、応募資格を有するものとする。

(奨学金給付学生の種類)

第3条 奨学金給付学生の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 一次募集で選考された、大学もしくは専門学校または各種学校へ進学する者
- (2) 定員を満たさなかった場合における二次募集で選考された、大学もしくは専門学校または各種学校に進学している者

(奨学金の給付期間及び金額)

第4条 奨学金を給付する期間は、正規の最短修業年限とする。

2 前項の期間中に給付する奨学金の額は、月額 30,000 円とする。

第 2 章 奨学金給付学生の採用と奨学金の給付

(願書等及び推薦書の提出)

第5条 奨学金給付志願者は、別に定める募集要項に記載した書類を提出するものとする。

(奨学金給付学生の採用)

第6条 奨学金給付学生の採用は、奨学金給付学生選考委員会の選考を経て、代表理事が決定し、その結果は、施設長または学校長を経て本人に通知する。

2 選考結果については、次の理事会において報告するものとする。

(奨学金の給付)

第7条 奨学金は、年 4 回給付するものとし、特別の事情があるときは 2 回分以上を合わせて給付することができる。

2 奨学金の給付は、直接本人に送金して行うものとする。

(学業成績及び生活状況の報告)

第8条 奨学金給付学生は毎年3月末までに活動報告書、成績証明書を代表理事あてに提出しなければならない。なお、卒業生については、進路報告書も提出しなければならない。

(異動届出)

第9条 奨学金給付学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学、留年、または退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 氏名、住所等を変更したとき
- (4) 3 ヶ月以上の長期にわたり留学するとき

(奨学金の停止)

第 10 条 奨学金給付学生が休学し、又は長期にわたって欠席したときは、奨学金の給付を停止する。

(奨学金の復活)

第 11 条 前条の規定により奨学金の給付を停止された者が、その事由が止んで理事会を経て願い出たときは、奨学金の給付を復活することがある。

(奨学金の停止)

第 12 条 奨学金給付学生が次の各号に該当すると認めるときは、理事会の意見を徴して奨学金の給付を廃止する。

- (1) 学業成績を理由に留年したとき
- (2) 傷痍疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
- (3) 学業成績又は操行が不良となったとき
- (4) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (5) 当財団が定める書類等を期日までに提出しないとき
- (6) 前各号のほか、奨学金給付学生として適当でない事実があったとき
- (7) 退学または除籍で学籍を失ったとき
- (8) その他第 2 条に規定する奨学金給付学生としての資格を失ったとき

2 前項各号に該当する場合、この法人は奨学金給付学生に対して奨学金の返還請求をすることができる。

(奨学金の辞退)

第 13 条 奨学金給付学生はいつでも、理事会を経て、奨学金の辞退を申し出ることができる。

第 3 章 奨学金給付学生の指導

(奨学金給付学生の指導)

第 14 条 奨学金給付学生の資質の向上を図るため、学業成績及び生活状況に応じる適切な指導を行うものとする。

第 4 章 補則

(実施細目)

第 15 条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

第 5 章 雑則

(改廃)

第 16 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。